

「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」より抜粋

第三条 意図的な製造及び使用から生ずる放出を削減し又は廃絶するための措置

(中略)

3 新規の駆除剤又は新規の工業用化学物質を規制し及び評価する一又は二以上の制度を有する締約国は、附属書D1の基準を考慮して、残留性有機汚染物質の特性を示す新規の駆除剤又は新規の工業用化学物質の製造及び使用を防止することを目的とした規制のための措置をとる。

1954

SECRET

SECRET